

基本目標 1 地域のみんで支える子育て家族

【現況と課題】

本市では、将来的に人口が減少すると予測されますが、核家族化や女性の社会進出など社会の変化に伴い、保育園に対するニーズは増加し、多様化しています。

放課後児童クラブは、概ね各小学校区への設置が求められていますが、既存クラブにおいては保育ニーズの増加に伴い大規模化する一方で、未整備の地域もあり、地域の実情に応じて整備を進めていく必要があります。また、将来的には、対象年齢の引き上げ等も課題となってくると考えられます。

子育て支援センター事業の充実やファミリーサポートセンター事業の拡充によって、地域との連携が整う中で、今後は地域の子どもや子育て家庭をよりきめ細かく支援していくことが重要な課題となっています。

【施策の方向】

1 地域における子育て支援サービスの充実

- (1) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅等において保護者の児童の養育を支援する事業
- (2) 保育園その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- (3) 子育て支援センター
- (4) 相談機能の強化
- (5) 育児講座

2 保育サービスの充実

- (1) 保育園定員
- (2) 延長保育事業
- (3) 休日保育事業
- (4) 一時預かり事業
- (5) 保育事業の評価

3 子育て支援のネットワークづくり

- (1) 子育てネットワークの整備
- (2) 情報提供体制の強化
- (3) 子育て情報拠点の整備
- (4) 子育てグループ、団体間の交流促進

4 その他

- (1) 世代間・異年齢児との交流
- (2) 園庭・園舎の開放
- (3) 民生委員・児童委員活動の充実
- (4) 外国籍を持つ親子の支援

(1) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅等において保護者の児童の養育を支援する事業

①病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、病気の子どもを安心して預けられるよう医療機関において事業を実施していきます。また、利用者の利便性を高めるために手続きの簡素化等について検討を行います。

②ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業については、現在、松阪子どもNPOセンターに委託し、市内全域で実施しています。依頼会員である子育て家庭の増加に比べて、援助を行う援助会員が不足する傾向にあります。

今後は、事業の周知に努めるとともに、援助会員の養成に力を入れていきます。さらに、保育サービスとの連携を図り、病後児保育、夜間保育への対応についても実施に向けて検討を行います。

(2) 保育園その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

①放課後児童健全育成事業

小学校低学年児童の保護者が、仕事等で放課後保育できない場合に預かる放課後児童クラブについて、23か所で実施しています。今後も各地区からの実情に応じて、放課後児童クラブの整備を進めます。施設の整備については、新たに整備するほか、小学校の余裕教室等も活用しながら、各小学校区への整備（平成26年に27か所）をめざします。

また、大規模な放課後児童クラブについては分割化を含め、受入れ人数の適正化を図ります。

指導員については、児童厚生員のほか、ボランティアの参加を促すなど受入れ体制の強化をめざします。

②ショートステイ

児童のショートステイについては、現在、民間の児童養護施設等4か所に委託して実施しています。

今後も児童の一時保護の迅速な対応を図るため、事業の充実を図ります。

③幼稚園預かり保育

幼稚園の預かり保育については、保護者のニーズの高まりなどから、公立及び私立の幼稚園に対し、事業実施を支援します。

④幼保一元化への対応

幼保一元化については、三雲北幼稚園及び三雲南幼稚園において幼保合築園舎で保育を実施しています。国においては「認定こども園」を推進していることから、今後の各種指針等を見ながら、関係機関や保護者と連携し検討を行っていきます。

(3) 子育て支援センター

現在 10 か所で子育て支援センターを実施していますが、その機能を強化し、就園前の児童とその保護者を対象とした相談事業や子育て支援事業だけでなく、子育てサポーターや子育ての各種サークル、ボランティアの活動拠点として機能できるよう充実を図ります。また、子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等の事業実施をめざします。

(4) 相談機能の強化

子育て等の課題を抱えた家庭を対象に、相談事業を実施します。相談件数は年々増加しており、内容も複雑化しています。家庭児童相談員の資質向上や相談体制の強化等に努め、関係機関との連携のもとに、相談者のニーズに合った適切な支援を行います。

(5) 育児講座

家庭教育においては、第一義的には保護者が責任を持つということを保護者が自覚し、実践できるよう、教育委員会の家庭教育学級や育児講座等を各保育園、幼稚園や関係機関との連携を図り充実していきます。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
ファミリーサポートセンター事業	子の養育を行う者が仕事と育児の両立ができるように、また地域の子育て支援の環境整備を図ります。	生後4ヶ月から小学校を卒業するまでの児童	福祉部
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している昼間保護者のいない家庭の児童に対し、適切な遊び場を与えてその健全な育成を図ります。	小学生(概ね3年生まで)	福祉部

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成の推進を図るため、育児不安等についての相談や子育て支援事業を実施します。	就園前児童及び保護者	福祉部
幼稚園教育時間終了後の預かり保育	共働き家庭が増加する中で、保護者の子育て支援を行うため、幼稚園の教育時間終了後の預かり保育を実施します。	幼稚園児	教育委員会事務局
幼保一体化への対応	国の動向を見ながら幼保の一体化について検討します。また、保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図ります。	就学前児童	福祉部、教育委員会事務局
子育て講演会等の開催	子育て中の保護者に情報を提供するため、子育て講演会、子どもフェスティバル等を開催します。	就園前児童及び保護者	保健部、福祉部
児童厚生員等研修事業	児童館・児童クラブに勤務する職員の資質向上と各地域における児童健全育成活動を推進します。	児童厚生員等	福祉部
生涯学習振興事業	公民館講座の中で、育児・子育てに関する学習機会や情報の提供など、家庭教育に関する取り組みを、保育園・幼稚園等の関係機関と連携して実施できるように努めます。	幼稚園児、保育園児、保護者等	教育委員会事務局

1-2 保育サービスの充実

(1) 保育園定員

保育園の定員については、児童人口は減少傾向にありますが、女性の社会進出等により、保育園の入園希望児童は増加傾向にあり、待機児童も発生している状況です。このため、適正な定員確保に努め、待機児童の解消を図ります。さらに、必要に応じて保育施設の整備を行います。

(2) 延長保育事業

延長保育については、国の基準(11時間)を超えて1時間延長を13園で実施していますが、これを平成26年までに16園に拡張します。また、保育サービスの提供のための体制の整備を図ります。なお、具体的な延長時間については、各園の保護者の状況に応じて検討します。

(3) 休日保育事業

休日保育については、1か所で実施していますが、年々利用者が増加しています。今後は、保護者からの要望に合わせてながら、事業の拡充を図ります。

(4) 一時預かり事業

平成21年度に制度改正が行われた一時預かり事業については、今後、保護者のニーズや採算性の問題を見ながら慎重に検討を進めます。また、従来の一時的保育事業については、現在も6か所で取り組んでおり、引き続き保護者のニーズを踏まえ事業を実施していきます。

(5) 保育事業の評価

保育サービスの質を担保する観点から、地域協議会や外部機関等を活用して、サービス評価等の取り組みに努めます。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
ショートステイ事業	保護者が疾病・経済的理由等により緊急一時的に保護を必要とする場合に児童を施設において一時的に養育・保護します。	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童	福祉部
延長保育事業	保護者の勤務形態、残業等、多様化する保護者の就労形態に対応するため保育時間の延長を行います。	保育園児	福祉部
休日保育事業	日曜、祝日等の保護者の勤務等により、児童が保育に欠ける場合の保育ニーズに対応するため、休日に保育を行います。	保育園児	福祉部
一時預かり事業	家庭の緊急時に一時的に保育園において預かる事業を行います。	就学前児童	福祉部

1-3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育てネットワークの整備

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、福祉・保健・学校教育の各関係機関の連携を強化するとともに、社会福祉協議会やNPOなどの民間団体等との協働を進め、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

(2) 情報提供体制の強化

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、「子育て応援情報」をはじめ、様々な情報提供を行うほか、市のホームページやCATVの活用による子育て情報の提供を図っています。これらの活動を継続的に行うとともに、情報の一元化に努め、インターネット等の利用者が活用しやすい情報提供を図ります。

また、広報活動を通じて、市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

各保育園や幼稚園におけるホームページの設置、充実に努めます。

(3) 子育て情報拠点の整備

地域子育て支援センターや保育園、幼稚園、公民館、児童館、放課後児童クラブ等を子育て情報基地として位置づけ、各施設間の連携により、各サービス利用者に対し子育て情報の提供を行います。

(4) 子育てグループ、団体間の交流促進

子育て情報拠点を中心に、コーディネート機能を強化し、子育てグループや団体、NPO間の交流を促進し、子育て支援に関するイベントの開催やネットワークづくりを支援します。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
子育てサークル支援事業	自主サークルに対して、情報交換ができるよう交流会を開催したり、依頼に応じ健康教育にでかけるなど、サークル活動が、いきいきと楽しく、地域に根ざした子育てができ、サークルの幅がひろげられるよう支援していきます。	子育てサークルに参加する子ども及び保護者	福祉部
子育て講演会等の開催（再掲）	子育て中の保護者に情報提供するため、子育て講演会・子どもフェスティバル等を開催します。	就園前児童及び保護者	福祉部
児童厚生員等研修事業（再掲）	児童館・児童クラブに勤務する職員の資質向上と各地域における児童健全育成活動を推進します。	児童厚生員等	福祉部

1-4 その他

(1) 世代間・異年齢児との交流

現在各保育園、幼稚園で実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図ります。また、中学生や高校生の保育ボランティアへの参加を促します。

(2) 園庭・園舎の開放

保育園、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。

(3) 民生委員・児童委員活動の充実

近年、民生委員・児童委員が児童虐待等に関わるケースも増えてきており、地域活動における役割はますます大きくなっています。今後とも、資質の向上を図るために研修等を実施し、関係機関との連携を密にして活動を支援していきます。

(4) 外国籍の親子の支援

増加している外国籍の保護者に対し、福祉や保健サービスが十分に受けられるようコミュニケーションの充実を図り、地域のなかで、安心して子育てができるよう支援します。